

## 令和2年 第13回 定例教育委員会 議事録

1 開催日時 令和2年9月23日（水）午後1時28分～午後3時22分

2 開催場所 豊見城市役所 4階 庁議室

3 出席者

[委 員]

教育長 教育委員3名

[事務局]

教育部長 教育総務課長、学校教育課長 学校施設課長

生涯学習振興課長 文化課長 学校教育課参事 教育総務課総務班長

4 欠席者 教育委員1名

5 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告

6 議題及び議事の大要 次のとおり

7 議決事項

・令和2年豊見城市議会定例会一般質問について

8 教育長又は会議において必要と認める事項

第13回定例教育委員会 議事録

教育長	<p>これより第13回定例教育委員会を開催します。</p> <p>それでは、日程第1 会議録署名委員の指名です。本日の会議録署名委員に宮城委員を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>続いて、日程第2 会期日程ですが、1日としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>それでは会期日程を1日とします。</p> <p>本日の議題ですが、お手元に配付しております議事日程に沿って進めてまいります。</p> <p>続きまして日程第3 教育長の業務報告であります。別添の資料をお願いします。</p> <p>8月24日月曜日、令和2年度行政改革推進本部の会議が開かれました。教職員の駐車場有料化の問題もありましたけれども、私ほうで教育委員会としてまだ取り組める状態ではないという説明をいたしました。その後は、どうだこうだというふうな内容の話はありませんでした。</p> <p>9月3日、これは臨時教育委員会ですね。そして、その下の部分の生涯学習フェスティバル実行委員会が開催されております。生涯学習フェスティバルを開催するに当たって、コロナウイルスのガイドラインに沿ってどう思っているのか、どういうふうにしたらガイドラインに沿った対応ができるのかということを主体として議論しました。その結果としては何項目か、この議論はできるよねとか、そういう選り分けをして、一旦できるだけ進めると。最終結論は11月にもう一度会議を持ちましょうということで終わっています。ガイドラインに沿った対応が可能なものについては、私ほうもできるだけ進めていく。コロナだから全部だめだという話ではなくて、いま一度ガイドライン、ただ公民館のサークルは高齢者の方が多くてですね、それはそれで参加を希望しないという団体もありましたので、それはそれでいいんじゃないかということで終わっています。今後11月に向けて、取り組んでまいります。</p> <p>9月4日、学校教育課学習支援派遣事業についてということで調整をしています。内容としてはですね、学習支援員、中学校3中校に2人ずつ6名の予算が臨時職員の賃金の予算として組まれているのですが、実際に今候補がいません。それでですね、ここまでではいけないので、ほかの方法を考えようじゃないかということで調整をしていた</p>

	<p>ところ、派遣事業として委託事業としてやっている会社があつてですね、今内容調整をしているところです。学習支援員は教職の免許を持った方と限定をしているものですから、なかなか来ないというのが現状になてしまいまして、しかしながら3年生はあとしばらくしかいませんので、そういう中でどういう形で進めるかを、今調整を始めています。委託でできないかどうかとか、そういう専門の派遣、講師を派遣している方とかですね、というのがありましたのでそれを始めました。今後、調整をしながら、どういう形をすればできるのかということで、取り組んでいきたいというふうに考えています。</p> <p>9月9日であります。豊見城中学校工事に伴う連絡会議、私のはうと直接参加をしています。学校で運動場がない、あるいは今後の展開について教職員の皆さん方、担当者、校長先生を始め意見交換をしています。特に大きな変更があるような内容はありませんでした。これまでの内容を野球については瀬長島、サッカーについては今陸上競技場と与根体育施設のほうを使っていくことの確認をして終わっています。特に変更はないです。</p> <p>9月11日、業務調整ということで、みちしるべ法律事務所、これはいじめ問題で前回ずっと私のはうで直接やっている内容です。反論文書第11書面の回答について調整をしています、以上です。あとは、一般質問等がありました。一般質問については、また今日の議題として取り扱いしますので省略したいと思います。以上が私の業務報告になります。</p> <p>あと、次に報告第4号 令和2年第4回豊見城市議会定例会一般質問についての報告についてであります。事務局より説明をお願いします。部長。</p>
教育部長	<p>私のはうから説明をさせてください。お手元に豊見城市議会 令和2年9月第4回定例会一般質問通告要旨というのがございます。まず1枚目を開きます。1枚目、2枚目まで開きます。一般質問は9月15日から18日まであります、質問者は21名、教育委員会関係は17名でございました。かなり質問多いです。それで答弁の要旨をこれからご報告させてもらいたいと思います。1枚、2枚開けて下のほうにページが打たれています。1ページ開けていただいてよろしいですか、大丈夫ですか、左上のほうに質問者の名前がありますので、そこ確認しながらやりますので。議員は持ち時間、質問と執行部の答弁を含めて42分という時間になっておりまして、質問がほかのところで集中している場合に、一般質問通告で教育委員会に質問出されているもので</p>

も時間がなければ質問しないというのもあったりしますので、それはそれでご質問なかつたですよと話しますので、よろしくお願ひします。

まず、儀間盛昭議員。(1)の教育振興についてということで、①ですが、今豊崎中学校の建設に向けて進めているのですが、民活の見通しはどうなのかということです。民活というのは民間の企業を利用して校舎とかを造ったりするという業務なんですが、これについては豊崎中学校早期の開校を目指しておりまして、校舎とか体育館、運動場については通常の文部科学省の補助事業であるということで、民間の活力についてはプールとか武道場、それができるかということを基本計画の中で検討しました。基本計画7月20日には完了しているのですが、民間の企業さんからの聞き取りもやって、規模的に小さいので厳しいよと、民間の資金で動かすというのは厳しいなということになりました。その後、民間活力については府内の検討委員会がござりますので、そこに報告を入れて報告を入れた結果、とりあえず通常の文科省の補助事業でやるにしても資金の縮減、それとあとはプールの拠点となるようなものも検討しなさいよというところも状況も聞かれて、通常の文部科学省の業務であるということになりました。ここで話が出たんですけど、工程どおりいったらじやあどうなるのということで、全て順調にいけば、今回は補正予算でその設計と実施設計の補正予算上げているんです。これが可決されたら令和3年までに実施設計をあれして、令和4年の7月には工事に着工したいと。工事も全て順調にいけば令和6年の4月に開校したいということでお答えしています。

次に、伊良波中学校の生徒数の増加についてなんんですけど、伊良波中学校については、プレハブの仮設校舎を建てて、令和2年の4月から一応使えるようにしてあります。普通教室が4教室、一応入っている教室は今はもう現在、実際に使っております。それからコロナ対策としての学校現場での消毒作業、専任職も置くべきじゃないかと話があったのですが、質問なんですが。これについては、スクールサポートスタッフ、各学校に1名ずつ配置をしておりまして、通常の業務では先生方のお手伝いとかやっていくんですけど、今般このコロナの関係で消毒までオーケーですよと。あと、各支援員の先生方いらっしゃいますが、やはり授業に向けては消毒もしっかりやりましょうと言うことで、そういう部分で先生方の負担軽減も図りながらやっているということで答えてています。

3ページを開いてください。質問者は新垣龍治議員でございます。

(1) の教育行政というところであります。今年度実施している学校給食アンケートについてのご質問です。実施の目的についてということなんですが、これにつきましては満足度及び改善点等の調査、それから資料収集を行なって、次年度の学校給食の施策につなげていきたいということでありました。実施の方法なんですが、QRコード、URLから読み込んで回答する方法とか、あと画面ベースでやる方法とか3種類ぐらい作って、スマホからでも出来るような体制をとってやりました。実際は兄弟児がいるところを1世帯と考えたら、対象4,797世帯あって、回答が2,226、回答率46.4%、これは9月2日時点です。それからまた増えています。今9月2日時点で46.4%、統計学的にもかなり精度の高い回答をもらっております。次にコロナウイルスの影響による家計急変世帯への就学金援助の話、②でございます。対象要件についてなんですが、これは離職者、もうコロナで仕事がなくなつた方とか市税等の減免、徴収猶予、公的な資金の援助とか免除されている方々を対象にしていますよということです。申請方法につきましては、学校の事務室とか教育委員会の窓口、あと郵送での方法であとは各種証明書、離職した証明とか市税減免されているとか証明です。それ持つてくれば即手続きを進めて対応できるようにいたしております。通常の就学援助というのが、前の年の1月から12月までの所得で判断するものですから、それやっていたら全然該当しなくなつていくんです。急変ですから。だからそういうものを置いておいて、今回コロナ対策として特別な手法でやっております。それから、件数の申請件数なんですが、小学校が22件、中学校が13件でございます。それから③、マイクロバス購入計画についてでございますが、これにつきましては来年の4月の納品を目指しに今手続きを進めているというところでございます。

5ページをお開きください。はい質問者、外間剛議員でございます。(1) の新型コロナウイルス関係、①の(ア)なんんですけど、これはコロナでPTAの環境整備、草刈り等ができるない状態であつたりするんです。それでご質問されて、これについては現場確認をしながら対応をしてきたいということでお答えをしております。

6ページでございます。新垣亜矢子議員、(1)市民アンケート②。これ学校給食のアンケートについてでございます。これ先ほど答弁した新垣議員に答弁した内容と一緒にございます。それから、下にいきまして(4)、(5)これ質問なかつたです。ただ、(4)については、ちょっとお話ししましょうね。豊見城中学校の運動場、近隣の粉塵対策、

気にされていてそこをしっかりとやるべきじゃないかというご質問でございました。豊見城中学校についてはグラウンドを切り下げる、一つの壁みたいなものを造るんですけど、それと合わせてスプリンクラーなどを設置して防止していくみたいということで、一応答弁準備しておきましたが質問ございませんでした。(5)は、与根体育施設の代替移設についてなんですが、後ろのほうで質問した先生方いらっしゃるんですが、そのときにちょっと答弁内容を報告しましょうね。

7ページでございます。(2)、これは宜保龍平議員ですかね。(2)市内で発生した不審者についてということであります。①児童生徒に対する不審者情報があった場合の対応はどうしているかということなんですが。まずは情報をもとに確認をして、正確な情報を確認して警察、学校、保育こども園課へ通報・連絡をして、学校での見守りとか校区内のパトロール、そういういったものを行う。保護者が迎えに来るまでは迎えが必要な場合は迎えに来るまで学校内で待機と答弁しております。それから7月に発生した不審者も含め、対処できたのかということなんですが、児童生徒、子供たちには何か危害があったという報告はございません。ただ、その不審者が確保されていないということで、今後も対応方については関係機関と相談しながらやっていきたいということで答えております。それから、③不審者情報の件数、毎年度増加傾向にあるのかと聞いております。平成30年度は23件、令和元年度は45件、令和2年度は6件、これ実は令和2年度はコロナの状況と休校が多いものですから、これ実は比較はできないということでお答えをしております。それから、児童生徒のスクールバスについてということで、ここ質問はありませんでした。これは豊崎中学校造るまでの間に以前もあったんですけど、伊良波中学校まで豊崎地区から伊良波中学校向けのスクールバスという話なんですが。実はこれは文科省が定めた小学校が4キロ圏内でしたか、中学校が6キロ圏内でしたかね。豊崎から伊良波中学校も3.2キロなんです。基準の中に全部収まっていて、時間も40分以内だったと記憶しているので、スクールバス云々、以前の答弁ではスクールバスの設置はしないと、難しいという話をしております。これは質問ございませんでした。

(6)こども未来基金。ここですね給食費の無償化についてということなんですが、未来基金というのは福祉健康部のほうでやっている基金なんんですけど、給食費無償化ということでこれについては、今年度、基金は今条例をつくらないと基金制定できないんですけど、この条例の審議を委員会のほうでやっていくって、この福祉部門のほうでこれは

やっています。まだ基金はできてないんですけど、一般会計のほうから5,300万今回給食費に投入しております。これは学校給食保護者支援事業ということでやっておりまして、栄養素の充実を図るために、栄養素の改善も含めて給食メニューの改善も含めてやっておりますと回答をしております。それから、財政的な継続、安定した給食費無償化の現時点での可能性ということなんですが、これについては学校給食は義務教育、庁内では学校教育課が中心になって動いているんですけど、その中でも検討しているということでございます。それで、対応しております。

次、(7)与根体育施設についてですね。与根体育施設の条例廃止については3回否決になったということなんですが、否決になった理由はこれは議事録に残っていますので議事録から抜粋です。議員の反対討論の中から、中学校建設に伴い生徒の活動、場所とかサッカーの代替施設について曖昧、組織としてそういう事業に協力しないといけないのは十分理解するが、対策不十分等々のことがありまして、否決になっていますよという答弁をしております。今後の対応についてなんですが、これにつきましては7月から学校、チームの監督さん、保護者に対してもお話ししているように、10月以降の与根体育施設の利用については条例廃止で文面で調整をやっていって使える間は使っていきたいということが1点。2点目に豊見城小学校、長嶺小学校のサッカーゴールを設けて、一般利用に寄与したいということで、これはもう設置しております。それから将来的な話になりますと、都市公園の中でサッカーができるような広場の確保をしていくと、関係部署と調整をしていくということでお答えをしております。

9ページでございます。瀬長恒雄議員のです。(2)コロナによる小中学校の休校日数と授業時間数なんですけど、まず休校日数が18日でございます。小中学校とも到達していない時間が65時間、マイナス65時間、これ9月7日現在です。休校、時間数が減っているものの対策ということで、これにつきましては週時程で1週間の工程スケジュールを見直して授業をするベースとか、モジュール授業15分ぐらいの短時間授業をやっています。あと学習の重点化、学校で集中的にやらないといけないものと家庭でやっていくものの仕分けをして学習の重点化、それにやっているということでお答えしております。それから、GIGAスクール導入の取組についてでございますが、これについては入札も終わっていて業者も決まっております。中学校全学年、3校全学年は10月末には、1人1台端末を入れたいと。クロー

ムブックといってA4ぐらいのパソコンなんですね、これが中学校全学年が10月の末。あと、小学校の高学年4年から6年が12月の末で、低学年は1年から3年は来年の2月末までには全部配置したいと。インターネット環境については、11月の末までには全部整備するということでお答えをしています。小学校については12月と2月に分かれんんですけど、一辺にいろいろあるのであれば日程調整は図っていきたいというふうに考えております。

それから（4）です。学校給食センターについてです。②のコロナで休校になっている内容です。給食センターは委託業者がやっているんですね調理とか、当然これ委託契約に基づいてやっているんですけど、学校が休校になっているときは当然給食を出さないわけなので、その分減額にしたのかというところが議題の中心なんですが。これ基本的に契約事項の中で給食出さなくとも減額賠償となるような状況ではない、要するに天変地異というんですかね、不可抗力災害といったことに該当しますので、契約どおりお金は支払っておりますということです。あと、その委託業者の従業員の休業補償、雇止めとかいろいろあったじゃないですか、解雇したりとか、そういう状況ないのかというところが趣旨だったと理解しているんですが。これについては業者さんも確認したところ、それぞれの規準、この会社の受託業務の会社の規準でやっていって特にパートさんについては1年間、例年マイナス、不足が出ないようにそれはちゃんとやっていくということで委託業者の方から回答をもらっております。

11ページをお開きください。比嘉彰議員です。（7）、これは特別支援教育についてなんんですけど、ここは質問なかったです。ちょっとこっち飛ばしましようね。

12ページの宜保安孝議員、（4）でございます。これ給食のアンケートについてなんだけれど、ちょっと趣旨が違うので少し報告しましょうね。給食の量・質の評価アンケートなどにどういう評価があったかということなんですけど、量については全体の約56%の児童生徒が「ちょうど良い」という回答がありました。質の評価については全体の91%が「美味しい」と「どちらか」と「美味しい」と肯定的な評価がありました。次に（イ）です。市の給食支援事業、保護者は知っているのか、これ先ほど言いました5,300万円を投入して栄養素の充実を図つていこうということなんですが、アンケート結果から知っていると、これ事業名が先ほど言った学校給食保護者支援事業というんですけど。これを知っているかという質問に対して知っている保護者は約

9%、知らないという方々が88%おりましたので、これについてはしっかりと皆さんに周知、認識していただけるような対策をやっていくということでお答えしております。次、支援事業を保護者は今後どうしたほうがいいか、先ほど言いましたが学校給食の支援事業についてです。どうしたほうがいいかということなんですが、53%の方が市の財政面も考慮しながら事業を実施するべき、それと合わせて全体と合わせて事業をするべきという合計が約86%になっているという、今後の給食、行政について反映をさせていきたいということでお答えしております。次に、②ハンバーグとか焼き物、チキンなど専用の設備が設置されていない。それを早く子供たちが好きなメニュー出せるようにということなんですが。基本的にはちょっと話しますと、幼稚園の給食を出している時期があって今の給食センターの敷地の中で、その分、数が増えるわけですね、8,500とか8,600とか作って。釜を配置して、今もう幼稚園は給食はないですから、今8,000ぐらいしか作ってないんですけど。今もう、その入るスペースもない、もう大規模な改修も必要というのであれば、今長寿命化計画というのを学校給食センターも入れていますので、その中で今後設備も含めてどうしていくかというのを検討いたしてくださいという話をしております。それから③給食の私会計、公会計に移行する考えはないかというところなんですが。これにつきましても今給食は私会計なんですね、校長先生方が責任等々ということが前提になって市の予算に入ってくるわけではないんですけど、今年度5,300万円の公金を支出するという事業もやっておりますので、それからまた文科省の通知の中でも推進していると、いろんな例えば業務の効率性とか透明性とか不正防止とか、そういったのを推進していることもありますので公会計に向けて今検討しているところで話しております。

次、徳元次人議員でございます。(1)の陸上競技場、たしか平成29年3月2日、28年度に豊見城総合公園体育施設機能強化の計画書を作成していて、これにずっと取り組んできているんですね、八重山も。市の中に3年間ローリングの実施計画というのがあって、予算を立てていく一つの基礎材料になっているんですが、その中でとりあえず認められて、昨年度は一括交付金の特別枠というのがあって、それでできなかということで提出資料、いろいろ県のほうに提出したんですけど、だめだったんです。だめだからじゃあやらないのかということではなくて、ほかの手法がないかなというところ、現在検討しております。ただし、基本的には一括交付金以外のメニューであると補助率

とか関わる可能性があるので実施計画の中で再度その中の精査をしながら実施計画が認められた後に実際の手続に入りたいというふうに考えております。⑥の学校給食についてとあるんですけど、質問なかつたです。

15ページの伊敷議員でございます。(1)のこれもコロナ関連で、⑦電子図書館の整備なんです。補正予算を充ててインターネットで図書を選択して読みたい本をネットの中で読めるという、3,000タイトルぐらい入れていこうという事業です。これどういう効果があるのということなんですが、やはりコロナこの時期なんで閉館、やっぱりいろんな考え方がありますから、図書館に行けない方々が家でネット環境が整備されているのであればネット環境で見れる、自粛時に外出の抑制になるだろうということで、効果ありますよということで答弁をしております。⑧、これは学校現場でどんな対策をしたのということなんですけど、文科省が示している学校の新しい生活様式を基に、検温作業、休み時間の手指の消毒、放課後の消毒あとは健康ノートでしたかな、そういうのもやっていると。あとスクールサポートスタッフや学習支援員が検温シートの確認や必要箇所の消毒等を行って、負担軽減を行いながらやっていますよということで話しております。児童生徒のケアについては全学校でアンケートを取って一人一人、担任の先生、用語教諭の先生、学校職員等で対応して、状況に応じては専門であるスクールカウンセラーや心理の心の教育相談員につないでいますということでお答えをしております。次、(2)①、②これは給食。全く一緒にございます。先ほど話しました。(3)③の豊崎中学校建設事業について、これも先ほど報告してあって豊崎中学校と一緒にございます。④伊良波中学校区の学校グラウンド施設照明設置についてでございます。豊見城においては豊中校区では豊見城小学校、長中校区では長嶺小学校に今照明があって一般開放しているんですね、夜の。伊良波中学校区にはないものですから、伊良波中学校のほうで整備をしていこうと去年ぐらいからちょっと明言はしておりますし、実はこれスポーツ振興くじ助成金というのがあるんですよ。これはその団体から募集が来て応募して、向こうが審査して該当するかしないかというのを決めるんですけど。これについては平成3年、次年度をめどに募集があれば、それにちゃんとしっかりと応募をしていってやっていきたいということで、対応していきたいというふうに考えていきたいというふうに答弁をしております。

16ページです。真栄里議員の戦争遺跡の保存活用についてという

ことでございます。まず市内には戦争遺跡、教育委員会のほうで把握しておりますのは32件ぐらい、リーフレットには20数件ぐらいしかないんですけど、名称があって全部数えたら大体32件ぐらいです。その中で、旧海軍司令部壕とか城址公園にある第二野戦病院壕跡なんかがありまして、城址公園については経済建設部公園緑地担当のほうで、豊見城城址跡地利用計画とあって、その中でいろいろと方針が謳われたので、それと連携を図りながら保存していこうね、ということでやっております。あと、戦跡とか文化財関係はどうしても所有者が個人でいたりするものですから、その辺の対策も含めて公表のあり方も今後検討はしていきたいなということで話はしております。最後ちょっとPRなんんですけど、9月の2日から12月27日まで市の歴史民俗資料展示室、これは図書館の下のほう、文化課があるところに展示室がありまして、1945年の豊見城の子、75年前の子供たちが見た戦争と題して、特別展やっております。

19ページの波平議員。(1)の豊崎中学校関連なんですけど、①から③を先ほどご説明申し上げたとおり。②の学級数というところがあるんですけど、一応基本的に計算すると今、まず豊崎小学校区をそのままに中学校区に当てはめて、人数を算定していくと。数字どおりいけば12学級、3学年で12学級なるんですね。だけど豊崎地区将来のマンション建設とか人口が増えるだろうということを想定して16学級で始めないと、特別支援のほうを3学級でしたかね。それで計画をしていますよとお話をしています。④、今言った中学校区の見直しを行うのかということがあるんですけど、これは基本的には校区の審議会、豊見城市立学校区域審議会、そこでお諮りしないといけないわけですけど、基本的には今の時点では豊崎小学校区の校区を中学校区にはめて計画は進めているということでお話ししております。

20ページの川満玄治議員。(1)の③、教員の負担が増していると思われるが、というところ。先ほどから言っているように、スクールサポートの先生方や各支援員の先生方とやっていきたいと、これも同じ回答になります。それから(2)の②、③は先ほどから給食費について話している内容と一緒にございます。

21ページお開きください。瀬長宏議員の①特別支援教育支援員の採用状況ということでございます。今採用枠が8月末時点で30人枠持っておりますので、小学校で16人、中学校においては6人、合計22人の採用ということになっております。③です、教育委員会の協議における可否の決し方。これについては、地方教育行政の組織及び運営に関する

る法律、これ14条、教育長が招集して同法第16条においてその議事の運営について定めがあって、教育委員会の会議規則もあります。そういう中で、議事の具体的採決に当たっては、豊見城市教育委員会会議則第17条第1項に基づいて議案ごとに会議において諭旨が尽きていることを教育長が教育委員に確認をして教育長が異議の有無を教育委員に諮って採決を行っているということで答弁をしております。(4)公会計に移行。これについては質問ありませんでした。先ほどから言っているように公会計については今現在、学校給食も公会計については検討はしているというところでございます。

次、楚南留美議員、22ページでございます。(2)教育行政についてでございます。①が休校による授業の遅れ、現状とか議題についてということですね。先ほど言ったように、休みが18日、マイナス65時間授業が足りてないということでございますが、先ほど言ったように週時程を工夫して、計画的に授業等を行う。あとモジュール授業15分単位の学習をやっていることと、あと夏休みの短縮と秋休みのカットですね。それで授業日数確保している。それから、学習の重点化というところで対応をしていると答弁しております。それから、受験生が濃厚接触者とかガイドラインに沿って出席停止扱いした後に、学校に復帰した児童に遅れが生じるでしょう、学校の遅れが生じるでしょう、その対応は。これについても子供たちが学校に復帰した後は、担任の先生がその自習時間を放課後の時間を見つけて補習などを行っておりますよということでお答えしております。それから、③でございますが、オンラインに授業に向けたG I G Aスクール構想への取組ということでございます。これはオンライン授業、先ほどのハード整備に伴って、ハードが整った後の授業どうするのというところになっているんですが、基本的に教育委員会としてはI C Tの基盤、まず一定程度配置することで、タブレットを配付することで整えたと。あとは情報教育支援員とか講習なんかもやりながら先生方がうまく使っていけるような体制づくり、その辺の支援もやっていきたいなということでお答えしております。

24ページ、新垣繁人議員。(5)②、これもサッカー場の代替施設で先ほども言ったとおり区画整理組合との協議をする、あとは活用については小学校2校にサッカーゴールを配置している。長期的には都市公園などで広場の確保ができないかということを確認中ということでございます。⑥基金について、これちょっとご説明申し上げましょう。②です。教育関連施設整備基金というのがあるんですけど、これにつ

	<p>いては教育関連の施設等々に多額な費用がかかるのが沢山ありますので、基金、お金、貯金をして、積立てて、そこからひっぱって使っていく、今後とも必要なんんですけど、これ特に、質問なかつたと記憶しております。そういう基金もしっかりありますよということで、ご説明申し上げております。</p> <p>さっと流したんですが以上が、今回の9月の一般質問の答弁の要旨でございます。以上でございます。</p>
教育長	少し、意見交換したいなというふうに思いますが、気になるところですね、説明の中で確認したいところ全てですね、最初からでも構わないし途中から気になったところでも構わないので、どうぞ忌憚のない意見あるいは確認でもお願ひしたいと思います。2番委員どうぞ。
2番委員	今回の議会ですか。教育委員会への質問が多いんじゃないかという感じですけど、いつもこんなですかね。
教育部長	私が来てからは多いですね、先生はい。
2番委員	なんかその前に資料今しか見ないものだから、郵便局の都合らしいけど。パッと見たんだけど、今回教育委員会の質問が多いけどコロナのせいかなとも思ったりもしたんですけど。その中で一つだけじゃなくて、幾つかあるんですけど聞きたいんですけど、3中学校の派遣事業のところで派遣教員が探せないと。特別支援ですか。今、教員のなり手が少ないと補充が少ないと聞いているんです。ほかの補充、学校現場の補充の対応なんかできているんですかね。これ事務所がやっていると思うんだけど、この辺の支障はないのかなと思って。
学校教育課参事	ストック、かなり先生方少ないということでいろいろ大変しています。あっちこっち今、また学校休まれそうな先生方もいたりする中で非常に今、人事課は苦労しているという状況を聞いています。
2番委員	何か理由はありますか。特別にコロナ学校の負担が多くなったとか。教員の補充が僕らの時もそうだったけど、探しにくいとか少ないと。特に今コロナの問題が出てからかどうか分からぬけど、今現在非常に少ないとということを耳にしたものだから。
学校教育課参事	コロナとはそこまではないと思いますが、はい。やっぱり教員になり手も厳しくなっているかもしれませんし、補充がなかなかいないです。
2番委員	受験者数が何割減になったという新聞はコロナがこれだけ大騒ぎする前からでしたよね。
学校教育課参事	3割を割っているという。
教育部長	それは、多分コロナがこんなになる前だったと思うんですよ。それ

	に輪をかけている可能性はありますよ。
教育長	現実的に具体的な話をしてると。例えば、小学校で学習支援をしている先生であったり特別支援の補充をしている先生、うちの臨時職員の中、こういう臨時職員をしていた先生方の中から、足りないので移ることを校長先生が説得して移すこともあるぐらいです。ですから、今教職のなり手がたしか小学校で3割切ったということで記憶していますので、非常に厳しい状況だなというのあります。その原因は、働き方改革がなかなか進んでないというのが、大きいんじゃないかなという。いろんな視点があると思うんですが、私が思うのは教職員も時代の流れに従って働き方改革をどう推進するかという課題だなという問題ですね。
2番委員	そういう中で私は思うんだけど、思ってきたのは、校長は人探しも校長の仕事。
教育長	ありがとうございます。
2番委員	ハッパかけたほうがいいんじゃないかなと思って。事務所から的人事待っていたら学校は対応できないところもありますよね。自分で探して自分で補充を探すという人脈をつくらないといけないんじゃないかなと思います。はい、以上です、今のところ。
教育長	ほかにどうぞ、疑問点ありましたら。
4番委員	部長のほうから答弁のほうを沢山説明してもらったんだが、あまりにも多すぎて、まだ頭の中では整理整頓ができてなくて。沢山こういう質問に対して是非知りたいというのはあったんだが、ちょっと今混乱していて、ちょっとまとめきれないというか。再生医療拠点施設誘致についてとか、そういうのは前回話したんですが、現在も検討・調整がされているのかとかサッカー場の代替施設についてもとか、いろいろなものが関連、前回話したような内容のものが質問に上がって答弁をされているようですが、その辺をかいづまんと、再度部長から説明してもらえたならありがたいんですが。意味わかりますか。
教育部長	事務方の施設と作業をやっている内容を今ちょっと説明しましょうね。9月の3日の臨時会で、与根条例について廃止する議案を上程しようということで了解もらって、一応議案は25日最終日に一応上がることにはなっています。これは部署と手續はやりました。与根の代替施設については、先ほどちょっと説明したとおり、まず区画整理事業が進んでくるんだけど、使える間は使わせてくれという協議調整を組合とります。これは特に豊見城中学校の男女サッカーチームに対しても、活動の場をなくさないようにしようという視点が一つあります。

	年明ければ運動場3分の1ですけど、一応とりあえず使えるようになりますので、そういうところも見据えながらできるなら年内、できたら来年の1月ぐらいまで使える形で調整しようと思っています。それと先ほども言いましたように、一般利用については豊見城小学校、長嶺小学校にもサッカーゴールを設置して仕事終わった人たちが使える体制づくりをしております。それだけでは最終的な解決にならないだろうというもので、長いスタンスになるかもしれませんけど、市内のうちの公園緑地課というところが今後整備していく都市公園の中でそういういった広場の確保はできないかという調整を図っていきたいということで考えております。
4番委員	議会のほうも今回ライブでやっていたそうですけども、ちらっと見たんだけど、はっきり聞き取りにくい。マスコミのせいもあるかもしれませんけど、よく言っている意味がわからなくて結局は前回そこで廃止について審議したんだけども結局は議会のほうには提案したんですか。議会のほうに。廃止について。
教育部長	上程は、25日にやりました。
教育総務課長	もう提案しています。最終本会議で議事として。
教育部長	説明は終わって。
4番委員	25日今からですかね、今日は23だから。
教育部長	説明は15日にやりました。議会には。
教育総務課長	議会で上げるときには、全員で集まっている本会議の場面でしか上げられないですから、本会議の最終日にまとめて追加議案、パソコンの件も含めて追加議案が最終日に上がることになります。そのタイミングで質疑が行われて採決がされると。
教育部長	その日程を決めるのは、議会の中の議員さんが集まってる議会運営委員会というのがあるんですが、そこでこの日にやろう、この日にやろうと決めるものですから。
4番委員	じゃあ全部は終わってないんですね、議会は。
教育部長	議会はまだ終わっていません。
4番委員	あの4日間で一般質問が終わったんですかね。
教育部長	はい、そうです。
4番委員	それでもう一応終わりかなと思って。どこにそういう話合いが出るのかなと思ったんですけど。よく分かりました、勉強不足で。はい、大変失礼しました。じゃあ、25日もライブでやるんですかね。
教育部長	やりますね。最終本会議でありますので。
4番委員	分かりました。

教育長	どうぞ、はい。
3番委員	確認させてください。スクールサポートスタッフが色々なところで、学校でね今、活躍してくれているようなんんですけど、これ小学校も中学校も配置されているんですか、一人ずつ。
教育部長	そうです。学校で一人ずつです。
3番委員	これは何か文科省からのあったものですよね。
教育部長	文科省からですね。
教育総務課長	実績だけ県からの全額の補助ですね。県が補助金を引っ張ってきて、県からうちは補助金をいただいてしています。法定額社保料、保険料に関することだと、一部ちょっと費用を見られないところがありますが、ほとんどその部分で見られています。
3番委員	ゆたか小学校の校長先生が、すごく助かっていますってお話をされていたので、はい。
教育総務課長	今回はコロナ対策についても、そのスクールサポートスタッフを活用して行われているようですね、そういう意味かなというにも理解しています。
3番委員	あと、やはりコロナの関係で授業の遅れというのがいろんな議員の方から質問されているんですけど、15日と65時間。
教育部長	18日ですね、休みは18日。マイナス65時間、65時間小中学校。
3番委員	18日と65時間、いろいろ工夫されているようなんんですけど、クリアできそうですか。
学校教育課参事	はいそのまま、中3がちょっと状況で、例外についてはそのまま年末までいくとクリアできそうです。
3番委員	他の管内においては、土曜日に週2回、学校出しているという情報などもあるので、そういうのをしなくても大丈夫。
教育部長	はい、うちはまだ土曜日は考えておりません、今の時点では。
3番委員	ないほうがいいです。ないほうがいいです、はい。
教育長	結局、対応が、結局労基法上の兼ね合いが出てきていて、どこで代休を与えるの、という過程で行きつくんですよ。そういう趣旨で、できるだけ今の状況で取り組めないかという話をしていますね。ありがとうございます。
3番委員	ありがとうございます。最後になりますけど、今さっきにあった教育関連施設、整備基金というふうなお話があったんですけど、これどういうふうにして、これ24ページ。
教育長	教育関連施設というのは、学校施設を整備するために積み立てる、積み立てている基金なんです。これはおもに一般財源、一般財源に使

	う、充当していく。補助を受けても補助対象外事業があつたり、補助を受けても例えば補助率から考えると50はあるんですよ。50%以下なんです。補助金というのは50%ぐらいしか出でていかないんですよ。残りの90%が起債、起債というのは借入金、補うんですけど、どうしてもその差額は一般財源で補うので。という現実があつて、この財源の部分に問題があるんです。それで、今3億ぐらいだったかな、基金は。
3番委員	どのように積み立てているんですか。
教育長	前回は旧庁舎と協同病院を売却したんですよ。それは主には国保の赤字を埋めるために基金として使われました。10億ちょっとだったかな、11億ぐらいだったな。その残った金を整備基金に全部は回しました。これは、野党議員が異議を唱えて、この基金は学校造るものに積み立てるべきという主張で議会で組み替えをして、さらに3分の2使えるんですよ、そうやって組み替えて金が3億余りなって、それから今回1億8,000万円かな、実施設計に1億8千万余りをそこにやって実施設計を発注してという段階です。ですからあと、ざっと一般財源ベースでは、今回は詰め合ひはしていないんだけど、7億ぐらい、財源ベースで。
3番委員	定期的に何かの予算からやっていくという形ではないわけですか。
教育部長	先生これ、事務手続上は、基金はどの部署でも全て条例化されているんです。基金条例というのがあるんですよ。基本的には一般会計で定める額をここに積み立てます、という話になりますから。我々が基金持っているところが今度1億、2億というわけにはいかないんです。一般会計で市の全体を見て、じゃあ今回はこれだけにしようね、というような積み方をしていくんです。
3番委員	はい、それを知りたかったです。ごめんなさい、予算のことよく分からなくて。
教育総務課長	予算は単年度主義になっておりまして、そのたびごとに、議会の議決を得て収入はこれぐらい見込むよね、支出はこれぐらい見込むよね、という予算の中で、関連の中ありますので、その枠の中で余らないと基本的には基金には積めませんので、支出を絞るか収入を増やすかしないと余りが出ませんので、その中で議論をしていくということで、先ほど教育長がおっしゃっていたのは、土地の売却益が出たのでそれはそのプラス部分であったのでどう積むか、それ使ってしまうということもありますけれども通常は何らかの形で積んでるか。これ基金も幾つか種類があって、何でも使えるとういうのはもちろん当座預金に関わるもの、今財政調整基金と言われているお金、これ財政課が主に

	見てて、頻繁にこれ出し入れしているんですけれども。それ以外に目的基金というのがありまして、今回このご質問になられているのは学校関連の施設を整備するために別枠でこれ定期預金持つときましょうねと、ただこれは積めるときに、入れられるときに入れておきましょうねという仕組みが基金ということになっています。そこから必要なときに、予算にこの基金から幾ら下ろしますよ、出しますよということで予算化をして一般会計に繰り入れてこれを使っていくということになっています。余ればまた一般会計に繰り出して、この基金に積んでということになっています。
3番委員	はい、ありがとうございました。
教育長	文科省の事業は90%は補助というふうになっているんだけども、実際は補助対象外経費というのもたくさんあって、実際の半分、国から来るのは半分ぐらいです。残りは市が借金をしたり、そして一般財源を充当したりして、隣に校舎ができているんだけど、実際は市町村の負担は大きいです。これが現状です。
教育部長	いろいろと国に相談しないといけないかもしれない。今度は少人数学級、今中1までが35名ですかね、何かもう来年以降は中2、中3も35名学級にする。今後コロナが進んでいけば、もう30名どころか密対策で人数が減る可能性もあるということは、教室も増やさないといかん。これに関わる話がどんどん出てくるんです。そういう意味では国のほうももう少し頑張ってもらいたいということを言わないといけないのかなと、個人的に思っています。
4番委員	それを機に25人学級まで持っていくような。
教育長	基準上40人の予算なんですよ。変わってない。だから補助金が来ないんですよ。
教育総務課長	少人数学級やったとしても補助メニュー的には40人に1人になるんで、クラス数がどうしても足りなくなりますよね。この部分は溢れるのでここは教育長がおっしゃるように単費で見ないといけないだったり、運動場の外回りのところは補助の対象外であるので、そういったことが積み重なって、本来は結構あるはずなんんですけど、実績は5割程度となっているということでなっています。
教育長	小さい額だったらしいけど、40億とかなんですよ。
3番委員	はい、すみません。ありがとうございました。
教育長	私のほうから少しいいですか、説明しておきたいのがあるので。21ページ、瀬長宏議員の総合教育会議の考え方で若干私どもの見解と少し違いが総務課の考えと違いがありました。それで私のほうがきちんと

	<p>と説明する必要がありましたので、いま一度私のほうから説明をいたしました。短的に言うと、総合会議は実はうちの総合会議の考え方方は地行法の1条の4ですね。この地行法の1条の4に基づいて、同じ内容を総合会議の要綱として定めています。この要綱はこの地行法の中と同じ内容なんですよ。ですから、例えば2条の5の大綱の協議、そして教育振興に関する協議、児童生徒の生命・財産の協議、そして4号に事務調整、構成員の事務調整という感じで分けられていて、この基本的に地行法に基づいてうちの市の総合会議の要綱が定められています。こういう関係があって今日も資料ついていると思いますけれども、文科省はいろんな広い範囲内で議論をしましようとやっています。これについては異議はないですし、私もそういう考え方もあるだろうと。ところが、実際要綱は明確に4項目を定めています。ですから、委員の皆さんにもちょっとこの前、総合会議の中で議論が少しあったのは、私が言いたかったのはあくまでも地行法そして総合会議の要綱に基づく4項目、これが総合会議の範囲内だということを改めて説明をしたいなと思います。ただし、前回は委員の皆さんも勉強したいということについては否定する話ではありませんでしたので、私は否定はしませんでした。ですから本来総合会議の議題はどうあるべきかというのこの4項目というところをいま一度、何かの機会のときに確認をさせていただければ大変助かります。ということで、私は1点説明したかったという点と、もう1点は教育委員会の協議の同じく19番の③教育委員会の協議の可否の決し方の仕方についてなんですが、これは、教育委員会は基本的に合議制だということですまず1点、合理性ということを主張しました。合議制というのはどういうことかというと、全員が教育委員及び教育長、教育長、教育委員が全員で責任を分かち合う関係だということで私はそういうふうに考えていますよと。ですから、それをやるためにには議論を尽くすということをまず考えるべきだろと議論を尽くした上でなおかつ、まとまらなければ当然、17条2項、採決というのが決められていますので、その手続に従ってやりますよと、進めますよという内容を答弁いたしました。ですから基本は委員の皆さんの納得するまで議論を尽くす、なおかつそれが全員のそういうふうにならなければ採決という手順をいま一度確認したいということでその話をしていますので、そういう方向での確認をお願いします。私のほうからは以上です。</p> <p>休憩しましょうか。1時間たちましたので、休憩したいと思います。</p>
	休 憩 (14時33分)

再 開 (14時43分)	
教育長	休憩後にまた前回の続きをやりたいと思いますが、1つだけちょっと私が報告を遅れておりました。1番委員は所用のため、今日欠席するということで事前に連絡がありましたので大変失礼いたしました。それではどうぞ質問のある先生。特に気になさらず、確認したいという範囲でも構わないですよ。気になるところはどんどんどうぞ。質問遠慮なくどうぞしてください。
2番委員	じゃあ、お願ひします。
教育長	2番委員お願ひします。
2番委員	学校給食についてのアンケートもされているようですが、特に取った結果として、特に気になるようなことがありますか。大体、答弁聞いたら満足度なんかもいい。
学校教育課長	今、部長が話した通り、2,226世帯のところから、44.6%の回答率があつたんですけども、9月2日時点でした。また他の学校から100通りくらい回答があるということで、もう少し伸びるかなと見ております。選択式の設問の14設問準備しております、児童生徒から4問、親御さんから10問設定したんですけども。給食が美味しいだとか肯定的な意見がほとんど多く見られたということもありました。あと今、自由記述の意見について整理中ですので、その辺を整理して精査した上で全体的な統括をやっていこうかなと思っております。今月中にはちょっとその辺の整理をしていきたいなというのがありました。自由記述でも今、先だってちょっと報告側との内容を見てみると、コロナ禍におきまして学校側が休みになって、この給食のありがたさが分かっただとか。あと、調理員の皆さん大変ご苦労さまです、とかという意見も結構多くて、自由記述の中でも結構、肯定的な意見が多くあったのをちょっと把握しております。これ今後また、全部締め切ったあとでまた、整理していきたいなと思っていますので、またそのときがあつたらまた報告させていただきたいなと思っています。
教育部長	来月やつたら。
教育長	来月やつたほうがいい。
学校教育課長	今月中には、締められると思いますので。
2番委員	特に今コロナ禍で親もこういう給食に対して関心が強いのじゃないかなと思う。
教育長	はいどうぞ。
3番委員	ちょうど今、給食関係のものがありましたけど、給食費の私会計を公会計に移行する。今検討していくという、そのお話をうたかなと思

	うんですけど何がどう変わりますか。今、学校のほうで集めていますよね、給食費この集め方とかいろいろ変わってくるんでしょうか。
学校教育課長	今は市の歳入を通さない私会計という方式で集めておりまして、学校長が集めているような感じになっているんですけども。管理は給食センターがやっているんですが、今回この学校給食費保護者支援事業というのが5,300万、大きい公費が入ったものですから、会計の予算の要求だとか執行だとか決算とかというものをしつかり市の会計のルールに基づいてやってたほうが透明性が上がるんじゃないかなということで、公会計に今移行できるような形で検討は進めているんですけども、平成16年度から私会計というのを進めているんですけども、その中で今未収金の部分の金額が結構大きく残っているものですから、それの取扱いを今、学校給食センター運営委員会というところで、その取扱いをどうしたほうがいいかなという形で今審議しているんですね。その辺が整備して私会計と公会計のメリット等をちょっと審議しながら、公会計のほうに移行していきたいなという考え方、用意を持っていますね。
教育部長	給食費はあくまでも材料代ですからね。給食センターの維持管理とか何とかは入っていません。もうまかない材料代だけで、それは別に校長先生なんかが責任を持って、集めるということを今給食センターの維持管理に関する燃料代とか修繕とか、そういったものは市の一般会計という予算書の中に入っています。これをこっちの中に入れてしまおうという話なんですよ。公会計に移すということ、今別々なんです。
教育長	市の予算の中に。
3番委員	集め方とかというのは。
教育部長	これは、私会計は今、徴収員に渡したり、あとはコンビニでできたらんかな、できてないんですよ。これを公会計にすると、コンビニでも支払いできたりするんです。支払い方法も、今手数料が1回当たり80円だったかな、88円取られているらしいですよ、振り込みとか何とかで。納付書で、そういうのも無くなります。まあ、効率的にはいいかなと考えています。
教育長	大きな違いは、私会計の場合は、例えば滞納がありますよね、未収金。未収金はどんどん積み上がっていって、この何十年も積み上がっていくんですよ。通常の公金というのは滞納は整理するのがあって、5年で償却できるんですよ。ですから今ずっと積み上げた額が6,000千万。これを償却処分できないんですよ、法律で、この違いが一番大

	きい。ですから、償却処分をしてどれぐらい引き継ぐかというのは、まだ今検討課題で、さつき検討課題があるということを言ってたのはそういう内容です。
2番委員	今の未収入というのは給食費が6,000万。
教育部長	給食費です。15年、17年で、17年分ぐらいです。
2番委員	給食費というのは、この年度で消化しないといけないんじゃない。
教育部長	そうです。
2番委員	今、前年の割っても、このお金はじゃあその収めた子供たちには還元されないわけでしょう。
教育長	いやいや、そういう意味じゃなくて、未収金なんですよ。未収金。滞納。
教育総務課長	年間800万弱ぐらいですかね、現状で言うと98%ぐらいの今、徴収率で、それぐらいが出ています。おっしゃるように払ったものの中で材料費なので本来は充てるべきだと思っています。ただ給食会計は毎年毎年ありますので繰越金も含めて、繰越の中で充てたりしてという形で過年度の収入に関しては、そのような充て方をしている。
4番委員	徴収率は98%、高いんじゃないですか。
教育部長	徴収率は98.2%。
教育総務課長	低くはないと思います、はい。本来100%であるべきだろうという指摘がありますが。
4番委員	他市町村に比べたら相当徴収率はいいんだろうなと思ったりはするんですけど。
教育部長	100人いたら、お2人の方が滞納されている。それが、十何年間でこれだけたまっていますよ、という話なんです。それをどう取り扱うかという話なんですよ。
2番委員	この徴収した金額というのは、食料費だけだよね。その遡って取つても、遡ったときの子供たちには還元されないわけだ。
教育部長	だから逆に言わせれば、98名の方々に還元されないということです。納めてない2人じゃなくて。
教育総務課長	ただ多くの子供たちは、在籍しています。卒業するまで中学校終わるまでいますので、その分の間で一定程度の還元がなされると。卒業する卒業していく、もしか転出されていった児童生徒の方にはそういったことになるかなと思っています。おおむねその連続して進級したり、その中で給食費に充てられていくっていっていますので、長く中長期的な視点でいうと、おおむね還元されているという理解をしていいのかなというふうに考えております。

教育部長	この点については、顧問弁護士の先生とも相談しながらやっています。ちょっと法律的ないろんな関わりがあるので弁護士さんと相談しないと。
2番委員	出さない要因は、1年生から6年生全く出さない親もいるからね。
教育部長	昔は給食は管理職なったら給食費の徴収に各家庭当番決めて、回つてましたからね。そういう時代もありましたよ。
教育総務課長	今、その困窮世帯については就学援助の中で、県の基金も使いながら給食費の調整をしておりますので、そういう意味ではおおむね本当に払えない世帯についての支援というのは今重点に行われていると、そこがやっぱり徴収率にもつながっているところはあるかなというふうには思っています。今、大城委員のおっしゃっているこの払えるのに払えてないという層がどれぐらいいるか、つまりかにできないところでありますけれども、かなり少なくなってきたるかなと。
2番委員	保護家庭にお金あげた場合に、また貰っているけど出さない親もいるんじゃない?だから、強制徴収はやっている。本市は。
教育部長	生活保護基準の1.4まで。この枠については、ちゃんと給食費は大丈夫です。問題はこの際ですよ、この辺。この辺があれなのかなというのはあつたりしますよ。
2番委員	前は給食費の…。わかりました、はい。そうじゃないと、親もらって又、日用品に利用することもあったからね。
教育長	ほかにないですか。ないようでしたら、進めてよろしいでしょうか。それでは、報告第4号 令和2年第4回豊見城市議会定例会一般質問について報告を終わりたいと思います。 続きまして、その他ですが、事務局より説明をお願いします。
教育総務課 総務班長	はい、19ページ、審議委員会制度についてということで資料のほうが添付されております。その中で、少しすみません、訂正のほうをさせていただきたいと思います。資料のほうですね3ページと4ページがすみません、ちょっとページ数逆になってしまって、4ページが3ページで、3ページが4ページになっています。すみませんちょっとコピーの際にですね。裏表が逆になってしまって、大変申しわけございません。一応そちらの資料のほうにつきましては、後ほどご覧なつていただいてカラーコピーをした資料のほう、1枚紙のものですね、最後ら辺について、カラーで印刷をした文部科学省が出しています、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(概要)」というもので少しご説明をしたいと思います。よろしいでしょうか。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地行法とよく言われているものなんですが、こちらのほうは平成27年4月1日に施行されたんですが、この制度の見直しがされることになったのは、平成23年に発生した大津の事件をきっかけに、国の方で教育委員会制度の見直しの議論が行われまして、平成26年の通常国会で改正が可決成立されて、平成27年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部の改正が行われたという形になっております。ということでポイントが4点ございます。まず1つ目が教育長のほうと、ポイント2が教育委員会、ポイント3が総合教育会議、ポイント4が大綱ということになっています。裏面にいきまして、「教育委員会制度、こう変わる」というタイトルでご説明なっているところを少し説明したいと思います。これまでの教育委員会議の課題としまして、教育委員長と教育長が両方いらっしゃいまして、どちらが責任者か分かりづらいということと、地域住民の民意が十分に反映されていないとかという部分がございました。それで、その部分を課題として見直しがされて、現在の教育委員会の改革になっています。教育行政における責任体制の明確化、教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する首長との連携強化、あと、いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化したというのが今回の大きな改革の一つというふうになっています。それとあと、先ほど申し上げましたポイント1から4を少し説明していきたいと思います。先ほど申しましたように、これまででは教育委員長と教育長という方がいらっしゃいまして、教育委員会を構成していたんですが、教育委員長が非常勤、教育長は常勤という形でいまして、基本首長が教育委員を議会に同意を求めて任命をするという形で、後に教育委員会の中で教育長を任命するという形をとっておりましたので、教育委員長と教育長がいてどちらが責任者になるのかというのが分かりづらかったということで、今回はその委員長と教育長の権限を持った新教育長を任命するという形になっております。その新教育長につきましては、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するということで会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者ということになります。任期のほうは、これまで教育委員会では4年ということになっていたんですが、任期が3年というふうになっております。新教育長につきましては、第一義的な責任者が教育長であることが明確になりましたし、あと緊急時にも常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断することができ

るということで迅速に対応できること。首長が直接教育長を任命することに、任命責任が明確化したということになっております。

ポイント2、教育委員会につきましては、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化ということで、新教育長の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現がなされておりまして、あと教育委員によるチェック機能の強化がされております。教育委員の定数の3分の1以上から会議の招集の請求ができるということが教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定されております。あとは教育長の業務報告等を行ったり報告案件で事業の内容を報告させていただいたりという文がついております。あと、会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成して公開をすることが設けられております。あとまた、教育委員会の審議の活性化ということにつきまして、保護者代表の方を委員に1人は任命するという動きにもなっています。

あと続きまして、ポイント3の総合教育会議、そちらのほうのすべての地方公共団体に総合教育会議を設置することが義務付けられております。これまででは、首長のほうで対応していた予算の編成・執行です、条例案の提出ということと教育委員会の事業の部分についてどうしても予算が伴ってきますので、予算の権限、密接な関係がありますので、そちらのほうとの連携がこれまでなされてなかつたという部分でどのように首長が考えて予算を編成し執行しているのかということが分かりづらかったということで、それに伴って総合教育会議を設置するという流れになっています。総合教育会議のほうにつきましては、首長が招集をして会議は原則公開という形になっております。構成員は首長と教育委員会、この教育委員会は教育長と教育委員というメンバーになります。必要に応じて意見聴取者の出席を要請することができるというふうになっております。あと協議、この総合教育会議の協議・調整事項につきましては、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備などの重点的に講ずべき施策です。あと、3番目の児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置ということが協議・調整事項の対象になっております。首長が教育行政に果たす責任や役割が今回明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能になったということと、首長が教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能になったというふうになっております。

あとはポイント4、教育に関する大綱。教育に関する大綱を首長が

	策定するということで、大綱につきましては、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参照して定めるということになっております。総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし首長が策定。首長及び教育委員会はそれぞれの所管する事務を大綱において執行していくという部分が定められております。それに伴って地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確になる、ということが文科省の今回のこの新教育委員会制度の改正の内容となっております。それに伴って本市のほうも総合教育会議の先ほど教育長からもお話があったように、要綱を策定して要綱を制定したり、あと、教育委員会の会議の規則を定めたりというような形で構成上させていただいている。説明のほうは以上です。
教育長	ちょっと一つ気になっているのがあって。大綱、うちの大綱、見せていますか。もらってないです。
教育総務課長	豊見市の教育のほうに大綱が載っていますので、そちらに冊子ご準備…。
教育長	私が教育長になったときから、新教育制度の教育長なんですよ、新教育制度。そのときに、大綱を策定しますと、ですからその大綱の中を、ちょっと失礼しました、委員の皆さんに先ほど説明した、これは今後の展開としては、市の総合計画が今年度中に策定されるんで、それに合わせて教育目標を含めて1回議論する必要があると思います。そういうことで、現在の大綱の状況と合わせて、総合計画が策定されたときには、もう一度そこで議論をし直すということです。年度末にお願いしたいと思います。
4番委員	これ見たら、よく理解できます。僕はもう知らなくてから、教育長は前4年だったのにとか前は教育委員長といったのに、何でなくなったのか。分かりやすくて。
教育総務課長	ご質問があったように、教育長が3年から4年になったというのは一つは、長の地方公共団体を代表する首長がリーダーシップをとるという中で、その教育委員会の機能をリーダーシップを發揮するために、機能の一つとして新教育長制度ということで、直接任命ができるようになりました。首長が4年間在職する間に、1回任命ができるようになります。首長が4年間で3年になっているところであります。ほかにこれは大綱にもありますように、首長がその教育委員会についてこのようにしてほしいということで、関与の方法として一つはその教育長を任命したり、教育委員を任命したりするという行為があります。あと、

	もう一つはその教育大綱を策定をして大枠として教育の大枠として進んでいく方向性についてお示しをするということになります。あと、もう一つは先ほど来議論になっていて総合教育会議の中で、自由闊達な意見調整や協議を行う中で、教育行政と首長がお互いきちんと整合性をとる形で施策ということになっているところです。ただ、一方においては、教育委員会制度の首長のリーダーシップがあるといつてもこのチラシの縁、右上のところ見ていただけると分かるんですけど。一方ではこれまで地方自治法、地行法の中で、教育委員会はその独立した行政委員会として独立した権能を持っております。その中で、そこの法体系は変わりませんでした。ということは何か、一定程度独立、政治的な中立性を確保した上で、一定程度首長のリーダーシップをこの教育長を任命したり委員の任命をしたり、あと教育大綱策定をしたりそういうチェック機能を持たせることによって総合教育会議が持つことによって、その大枠として全体、市としての整合性をとるというリーダーシップを発揮していただくということになっているということです。それで法律上、教育委員会の権能にかかることについては、全て有効されていますので、教育委員会の権限になっていて、これは具体的には地教行法の21条、教育委員会の件の22条で首長の権限に関する事項ということがあります。いずれにしても、そのどちらだけでもその行政は運営できませんので、そこは制度をとるという意味において平成27年にこのような改正が行なわれておりまして、今それに基づいて本市の運営化がされているということになるのかなと思っております。以上です。
教育長	今配りました。豊見城市の教育大綱がありますけれども、この教育大綱ですね、「ゆめ」「まなび」「ひと」ということをテーマにして、これは平成20年に本市の教育指導主事をしていた兼屋先生が提案してあったのを協議して、当時平成20年ということで豊見城市的教育方針という形で定めていました。これを大綱として上の部分ですね、上の部分は、これは引き継ぐ必要あるだろうと、前回これを確認をしてそのものは引き継ぎました。この今後についてはそれぞれ重点施策での対応になります。ただ、幼児教育の充実の場合は、これはちょっと幼稚園はもう、うちのほうから外れたので、ただ幼児教育は全体の指導監督部分はまだ残ってますので、これも入るだろうということで改正はしていません。以上が主な内容ですので、この大綱に従ったことを考え、議員の皆さんにはお願ひしたいなと思います。課長、はい。
教育総務課長	大綱についての補足をさせていただきます。この大綱は、教育委員

	会で指導主事の先生が策定されたということで、検討されたということになっていますけど、当初ですね、総合教育会議は補助執行という形で市長に代わって、教育委員会がこの会議を持つということで去年まで動かしておりましたので、大綱の策定自体も教育委員会の主導で策定をしている経緯がございます。今年度より市長部局、総務課のほうに事務局が移って補助執行が外れておりますので、会合の策定のありようについてはちょっと検討を要するところありますけれども。おおむね案等については教育委員会で検討していく必要もあるかなと、双方で検討した上で大綱を策定していくことになっております。最終的には首長が策定するという権限になっておりますので。今回、第5次の総合計画を今策定中であります。この下の1から5の柱については、おおむね第4次の総合計画の柱を基に組み立てがなされておりますので、この策定の進捗を見ながらこここの柱が変わるようであれば、動かしをやっていくということになっていると思いますが。現在、その見直し作業を進めている中では、大きく柱が変わってくるということはあまりないかなというふうな感じはしておりますが、文言だとか、細かいニュアンスが変わってくるかなと思います。その時点で、多分改定についての検討を進めていくことになるのかなと考えております。
委員長	ほかに質問がありましたら、どうぞ。 以前は、豊見城市に教育方針ということで、掲げていたんですよ。
3番委員	はい。質問とかではないんですが、4月に教育委員の任命ですか、されてスタートしたんですけど、コロナの影響でそういう研修会とかというのも中止という形になり、いただいたこれを読みつつ自分なりに教育委員としてのあるいは教育委員会、この定例委員会、それから総合教育委員会について理解してきたつもりではいたんですけど、今回資料出していただいて助かりました。このように、また説明をさせていただいたりということがあって、少し教育委員としての自覚みたいなのが出来たかなというふうに今、思っているところです。この資料をいただいて、早速読ませていただいてこれも合わせてですね、勉強になりました。どうもありがとうございました。
教育長	ありがとうございました。私も同じです。
3番委員	以上です。
委員長	ほかにありますか。進めてよろしいですか。
教育総務課総務班長	連絡事項のほうで2件です。お伝えしたいと思います。 次回の定例教育委員会開催についてなんですが、10月23日金曜日の

	13時30分からということでご提案させていただきたいと思います。日程調整のほうをよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。
教育長	都合の悪い先生方いらっしゃいませんか。
4番委員	その下の研修会については実施するんですかね。
教育総務課総務班長	はい、1つ目ですね。令和2年度 沖縄県市町村教育委員会研修会についてということで、一番最後にすみません、事務局のほうから来た通知文が添付させていただいております。例年、10月にパレット市民劇場をお借りして教育長及び教育委員の方、沖縄県内の教育長、教育委員を一堂に会して研修会を行っているんですが、こちらのほうを今回事務局のほうから感染拡大防止のため中止とさせていただきます、ということでの通知がございましたので、それをちょっとお伝えをしたいということで今回文書のほうをつけさせていただいております。
教育長	それでは、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。
2番委員	この教育委員の定例会のこの件、中止だった。ほとんど中止じゃない? 島尻地区も中止ですよ。コロナでなんかも中止なったら困るな。
教育総務課総務班長	はい、そうです。島尻地区での11月に予定している研修会、島尻地区的市町村教育委員会協議会の研修会が例年でいくと11月にございます。今のところは事務局のほうからやはり中止をしたいという方向で今検討をしていますというお話がありました。ただ、まだ正式な文書が来ておりませんので、ちょっと正式にお伝えできませんが、今事務局のほうから聞いた話では中止にしたいということでのお話がありました。
2番委員	この(2)のさ、教育委員会研修会というのは去年、県庁でやったものですか。
教育総務課総務班長	パレット市民劇場のほうで。県庁でやる…この10月の研修会は那覇市に事務局、那覇市に教育委員会の事務局がある市町村教育委員会連合会というところが主催者になっていつもやっていて、パレット市民劇場で県庁でも、沖縄県の教育委員会が主催で研修会を行っているんですが、そちらのほうでは今のところまだ中止という話は…。
2番委員	県庁でやったものとは違う?
教育総務課総務班長	そうですね、これは別です。
4番委員	これちょっといいですか。これ県の場合は大人数だから致し方ないと思うんですよ。島尻地区の場合は人数的にはどれぐらいでしょう。ディスタンスをとりながら、可能ならば新人だから勉強したいという

	気持ちも沢山あるんですよね。やっぱり無理でしょうかね。
教育総務課総務班長	例年でいくと11月の研修会が各市町村の研修といつても文化財の視察が主になってきていて、あとは懇親会という形での視察が終わって後に懇親会というような流れではあるんですが。
教育部長	構成団体は何団体？
教育総務課総務班長	離島も含めて…。
教育部長	十何団体ぐらいあるわけよな。単純に計算しても50名どころじゃない。
教育総務課総務班長	50名ぐらい、はい。
2番委員	人数は少ないんだけれども高齢者だから、みんな、気をつけないといけない。
教育長	離島は3名なんですよ、教育委員は。本島内が5名なんで5名の本島内6か所かな、市町村、6か所で30名で残り離島が8か所あるから24名、54、5名ぐらいですね。
2番委員	これは今言っているのは、去年かな宿泊を伴うものだったけど、これと一緒に。教育委員会の宿泊を持った、去年中止になったけど中城どこか、北中城そこ予定あったんじゃない、中止になったけど。
教育総務課総務班長	はい、ありましたね。
教育部長	1泊するかしないかで議論なったんだけど。
教育総務課長	開催場所によって違うでしょ、持ち回りとか。
教育総務課総務班長	そうです、はい。
2番委員	これではない？
教育総務課総務班長	これではないですね、これは名護でやるのは5月にやる大会、総会とか…。
3番委員	この教育委員会の仕組みとしては、1月から12月までが一括りですか。
教育総務課総務班長	会議の回数の数え方としては。
3番委員	数え方としては。
教育総務課長	暦年をとっています。これ市議会も同じような形をとっておって、1月から12月末までが回数としてのカウント、またリセットしてとい

	うふうにやっています。
3番委員	委員会の行事としては、研修とかいろんなものに関しては。
教育総務課長	会計年度ですね、4月始まり3月。
3番委員	はい、分かりました。
委員長	それでは、これをもちまして第13回定例教育委員会の全日程を終了します。ご苦労さんでした。

(署名欄)

教育長 照屋堅二

教育委員 宮城伸子

